

長野県短期大学リポジトリ運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、長野県短期大学附属図書館規程第2条、長野県短期大学図書館・紀要委員会規程第2条及び第9条の規定に基づき、長野県短期大学リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）の管理・運営について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてリポジトリとは、長野県短期大学（以下「本学」という。）における研究・教育・地域貢献活動の成果（以下「成果物」という。）を電子的手段により蓄積・保存し、無償で学内外に発信・提供するためのシステムをいう。

(委員会)

第3条 リポジトリの管理・運営に関して必要な事項は、長野県短期大学図書館・紀要委員会で審議する。

(管理・運営)

第4条 リポジトリの管理・運営は、長野県短期大学附属図書館（以下「附属図書館」という。）が行う。

(登録者)

第5条 リポジトリに成果物を登録する者（以下「登録者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 本学の教員又はそれに準ずる者
- (2) 過去に前号の状態にあった者
- (3) 本学刊行物の著者
- (4) その他、附属図書館長が特に認めた者

(登録の対象となる成果物)

第6条 リポジトリに登録する成果物は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学術雑誌や学会誌に掲載された論文
- (2) 本学（又は本学の附属機関）が発行する刊行物に掲載された論文・記事
- (3) 学位論文
- (4) 科学研究費補助金研究成果報告書
- (5) その他、附属図書館長が認めたもの

2 前項に掲げる成果物は、次の各号に掲げる条件を満たしていなければならない。

- (1) 登録者が、本学在籍中かそれに準ずる状態で作成又は活動に関与した成果物であること。
- (2) 電子的フォーマットで作成され、ネットワークを通じて配信できること。
- (3) 法令や社会通念に反していないこと。
- (4) 盗用、剽窃、捏造等がないこと。
- (5) 公開により、関係する機関や個人に損害を生じるおそれがないこと。
- (6) 登録者が登録を希望したものであること。

(登録手続き及び許諾)

第7条 成果物の登録を希望する者は、登録許諾書(別記様式)を付属図書館長に提出する。

2 成果物の登録者は、付属図書館がリポジトリにおいて行う次の各号に掲げる行為について許諾を与えることとし、著作権が複数の者に帰属している場合は、あらかじめ登録者がすべての著作権者から許諾を得る。

- (1) 成果物を複製し、リポジトリを構築するサーバに格納すること。
- (2) 電子的ネットワークを通じて、前号の複製物を不特定多数に公開すること。
- (3) 保存及び利用可能性維持のための複製又は媒体変換を行うこと。

3 WEB上での公開を前提として本学で刊行している紀要等に掲載された成果物は、登録許諾書の提出を省略することができる。

(登録・公開)

第8条 付属図書館は、登録者から提供された成果物について、第6条の要件を満たすことを確認した上でリポジリへの登録・公開を行う。

2 提供された成果物の登録・公開に際し、付属図書館は次の各号に掲げる条件を遵守する。

- (1) 成果物の利用方法は、前条第2項に掲げた方法に限る。
- (2) 公開された成果物を利用しようとする者に対し、著作権を遵守するよう周知する。

(著作権)

第9条 成果物がリポジトリに登録された後も、著作権は著作権者の元に留保される。

(登録の削除)

第10条 付属図書館は、次の各号に掲げる場合に、登録された成果物を削除することができる。

- (1) 登録者が理由を付して削除の申し出を行い、付属図書館長が認めた場合
- (2) 第6条に関する違反又は内容が著しく不適切である等の理由により、付属図書館長が削除を決定した場合

2 登録された成果物を前項第2号の規定により削除された登録者は、付属図書館長に対して理由を文書で示すように請求することができる。

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリでの成果物の登録・公開又は利用によって生じたいかなる損害についても一切責任を負わない。

(その他)

第12条 この規程に定めのない事項については、必要に応じて別途協議する。

附則 (平成25年2月27日 教授会承認)

この規程は、平成25年2月27日から施行する。